

# 鳥取県立青谷かみじち史跡公園キャラクター「あおやかみじろう」着ぐるみ貸出規程

(令和7年6月1日施行)

## (趣旨)

第1条 本規程は、鳥取県立青谷かみじち史跡公園キャラクター「あおやかみじろう」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の使用に関する必要な事項を定めるものである。

## (使用申込の提出)

第2条 着ぐるみを使用する者（以下「使用者」という。）は、事前に「あおやかみじろうの着ぐるみ使用申込書」を提出し、承諾を得なければならない。

## (使用承諾)

第3条 申込内容が青谷かみじち史跡公園の設置目的並びに公共の利益に資すると認められる場合に限って、着ぐるみの使用を承諾する。以下の場合は承諾しない。

1. 品位を傷つけるおそれがあるとき。
2. 着ぐるみを汚損、破損する可能性があるとき。
3. 法令・公序良俗に反する行為に用いられるおそれがあるとき。
4. 特定の個人、政党、宗教団体の支持・反対を目的とするとき。
5. その他、不相当と認められるとき。

## (使用料)

第4条 着ぐるみの使用料は無料とする。ただし、運搬・保管・維持管理等に要する費用は使用者が負担する。

## (使用上の遵守事項)

第5条 使用者は、着ぐるみが鳥取県の財産であることを踏まえ、慎重な管理のもとで使用しなければならない。以下の事項を遵守すること。

1. 申込書の記載内容に従い使用すること。
2. 第三者への転貸をしないこと。
3. 水濡れを避けること。
4. 火気及び危険物の近くで使用しないこと。
5. 営利目的で写真・映像を使用しないこと。
6. 「あおやかみじろう」以外の名称を用いないこと。
7. 着ぐるみへの改造・装飾（シール貼付など）を行わないこと。
8. 着ぐるみ内の人物が見える状態で使用しないこと。
9. その他、定められた条件に従うこと。

## (使用承諾の取消し)

第6条 使用者が第5条に違反した場合、使用承諾を取り消し、即時返却を命じるものとする。使用者は鳥取県に対し損害賠償を求めることはできない。

## (原状回復)

第7条 着ぐるみが汚損・破損した場合は、使用者の責任において補修・クリーニング等を行い、原状回復した上で返却するものとする。

## (返却)

第8条 使用者は、申込書記載の返却予定日時を遵守し、確認を受けるものとする。修理・クリーニングの指示があった場合は、これに従うこと。

## (責任の制限)

第9条 着ぐるみ使用によって生じた損害及び第三者への損害は、すべて使用者の責任とする。

## (補則)

第10条 本規程に定めのない事項については、別途定めるものとする。